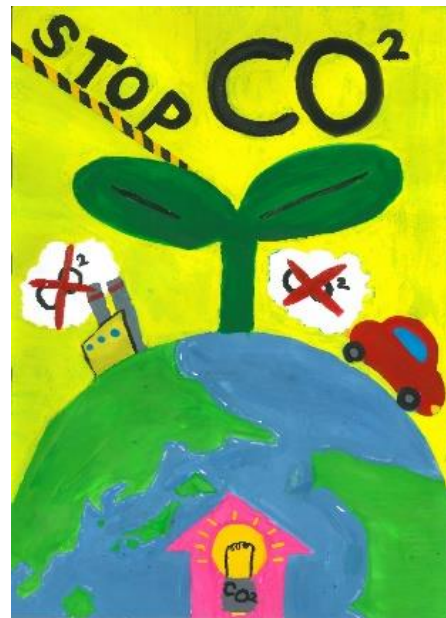


資料編

- 資料1 常陸太田市環境基本条例
- 資料2 常陸太田市環境基本計画策定の経過
- 資料3 常陸太田市環境審議会委員名簿
- 資料4 常陸太田市環境基本計画策定委員名簿
- 資料5 用語解説



資料1 常陸太田市環境基本条例

平成20年12月22日

条例第32号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第18条）
- 第3章 常陸太田市環境審議会（第19条）
- 第4章 雑則（第20条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然に恵まれた本市の環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに福祉の向上に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関

係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 現在及び将来の市民が本市の豊かな自然環境の恵みを享受できるよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (3) 市、市民、事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

2 市民は、その日常生活において、良好な水質の保全、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量その他環境への負荷の低減に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、市が実施する環境保全等に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(基本施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境及びその他の環境等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 野生生物の種及びその多様性を保護するとともに、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然景観及び歴史的文化的な遺産を良好に保全すること。
- (4) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護対策等、地球環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用を図ること。
- (5) 廃棄物の減量及びリサイクル等の推進を図ること。
- (6) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、常陸太田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ常陸太田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害の防止)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を及ぼすおそれがある行為に対し、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第10条 市は、特に必要があると認める水辺、山林その他の自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第11条 市は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図ら

れるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境美化の促進）

第12条 市は、環境美化を促進するため、ごみの投棄の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境保全の推進）

第13条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するものとする。

（資源の循環的利用等の促進）

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習等の推進）

第15条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（市、市民及び事業者の協働）

第16条 市、市民及び事業者は、良好な環境の保全等に関する取組を推進するに当たっては、互いに協働するとともに、主体性を持って実施するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が自発的に行う良好な環境の保全等に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第17条 市は、環境の保全等に関する情報を市民及び事業者に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

（国、県及び他の地方公共団体との協力）

第18条 市は、環境の保全等のための広域的な取り組みを必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第3章 常陸太田市環境審議会

（環境審議会）

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、常陸太田市環境

審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 公害対策に関すること。
 - (3) 自然環境の保全に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 産業界を代表する者
 - (2) 住民を代表する者
 - (3) 一般公益を代表する者
 - (4) 公害に関し学識経験を有する者
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は再任することができる。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（常陸太田市環境保全に関する条例等の廃止）
- 2 常陸太田市環境保全に関する条例（昭和47年常陸太田市条例第1号）及び常陸太田市環境審議会条例（昭和46年常陸太田市条例第7号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に常陸太田市環境審議会条例第3条の規定により委嘱された常陸

太田市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第19条第4項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における常陸太田市環境審議会条例第3条の規定により委嘱された常陸太田市環境審議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

資料2 常陸太田市環境基本計画策定の経過

日付	会議名等	内容
R5.7.18	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次常陸太田市環境基本計画策定について 地域気候変動適応計画策定について 計画策定スケジュールについて
R5.7.31	第1回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次常陸太田市環境基本計画の諮問 第4次常陸太田市環境基本計画策定について 計画策定スケジュールについて
R5.7.31 ~8.25		<ul style="list-style-type: none"> 市民、小中学生、事業者の環境意識調査（アンケート）の実施
R5.9.6	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 目指すべき将来像（5分野）について 基本施策・施策の体系・重点施策等の検討について 地域気候変動適応計画について
R5.9.20	第2回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本事項について 第3次常陸太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について 計画の目標と施策体系について 地域気候変動適応計画について
R5.10.12	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 施策の体系及び重点的、優先的な施策について 地域気候変動適応計画について
R5.10.25	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 環境将来像について 環境指標と数値目標について 計画の推進体制及び進行管理について
R5.11.13	第3回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 基本的事項、環境の現状、地球温暖化対策実行計画について 目標と施策体系、施策の推進について 地域気候変動適応計画について 推進体制と進行管理について
R5.12.6	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次常陸太田市環境基本計画（素案）の確認
R5.12.21	第4回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次常陸太田市環境基本計画（素案）の確認
R6.1.29 ~2.27		<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメント（意見募集）
R6. 3.22	第5回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次常陸太田市環境基本計画（案）について 答申

資料3 常陸太田市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属団体の役職
会長	佐川 憲一郎	常陸太田市カーボンニュートラル基金 活用委員会委員長
副会長	蓮井 誠一郎	茨城大学人文社会科学部教授
委員	白石 甲子郎	常陸太田市森林組合代表理事組合長
//	加藤木 克也	常陸太田市商工会副会長
//	菊池 則之	常陸農業協同組合理事
//	根本 敬久	常陸太田市建設防災協議会長
//	篠原 勝幸	常陸太田地区町会長協議会長
//	引田 憲二	金砂郷地区町会長協議会長
//	深谷 富二男	里美地区町会長協議会長
//	栗原 玄樹	農業生産法人(有)栗原農園代表取締役
//	吉村 佳子	常陸農業協同組合女性部長
//	綿引 由美子	くらしの会会長
//	井坂 公紀	常陸太田市青年会議所理事長
//	佐藤 義明	常陸太田市教育会理科研究部長

資料4 常陸太田市環境基本計画策定委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	職名
委員長	小又理恵	市民生活部長
副委員長	井坂修	市民生活部次長兼環境政策課長
委員	福田洋昭	政策推進課長
//	大須賀真吾	契約管財課長
//	安島剛	企画課長
//	白石昇	市民協働推進課長
//	和田正弘	清掃センター長
//	畠山直子	健康づくり推進課長
//	長嶋利佳	子ども福祉課長
//	茂又一海	農政課長
//	林洋二	商工振興・企業誘致課長
//	古川寿行	都市計画課長
//	高島巖	上水道課長
//	岡崎孝行	下水道課長
//	竹林正貴	教育総務課長

資料5 用語解説（50音順）

【あ行】

営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取り組みです。ソーラーシェアリングともいいます。

【か行】

緩和作業計画

1.5℃目標の達成に向け、温室効果ガスの排出を抑える取り組みをしていく中で、非常に重要な期間とされる2030年までの決定的な10年間に緩和の野心及び実施の規模を緊急に拡大するため策定された作業計画のことです。

クーリングシェルター

暑さを避けるため不特定の者が利用できる冷房設備を有する施設（指定暑熱避難施設）のことです。

クールシェアスポット

クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のことです。

グローバル・ストックテイク（GST）

「パリ協定」の掲げる目標である、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力をするなどの目標に対して、世界全体でどの程度達成できたか進捗を確認する制度です。

公正な移行（Just Transition）

気候変動や生物多様性などの環境問題の解決に取り組むにあたり、すべてのステークホルダーにとって公正かつ平等な方法により持続可能な社会への移行を目指す概念のことです。

【さ行】

サーキュラーエコノミー（循環型経済）

従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動で、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

材積

木材・石材の体積のことです。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのことを言います。

シャルム・エル・シェイク実施計画

科学的知見と行動の緊急性、野心的な気候変動対策の強化と実施、エネルギー、緩和、適応、ロス&ダメージ、早期警戒と組織的観測、公正な移行に向けた道筋、資金支援、技術移転、そして、パリ協定の第13条で強化された透明性枠組み、グローバル・ストックテイク（GST）、パリ協定の第6条（市場メカニズム）、海洋、森林、非国家主体の取り組みの強化等を含む内容が決定された文書のことです。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまいます。

スーパーセル

水平スケールが数十kmとなる巨大な積乱雲です。巨大な積乱雲で強風や竜巻等激しい気象現象をもたらします。

生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉で、生物多様性には、①種内の多様性（遺

伝子の多様性)、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがあります。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせません。

セーフティネット保証制度

中小企業信用保険法で定める要因によって経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じ、保証限度額の別枠化により、資金調達の円滑化を図る制度です。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のことです。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のことです。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されています。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている「地方公共団体実行計画」で、「事務事業編」及び「区域施策編」の2つから構成されています。「区域施策編」は、地方公共団体の区域内の排出に関して、住民・事業者も含む排出削減計画になります。

デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

電気自動車（EV）

バッテリー（蓄電池、二次電池とも呼ばれる）に蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のことで、走行時に大気汚染物質を全く出さないため、低公害車と位置づけられ、走行に伴う騒音も大幅に低減されます。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

【な行】

二化

昆虫などが1年に二世代を経過することです。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

燃料電池自動車（FCV）

充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車のことです。

【は行】

バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもので、エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがあります。

ハザードマップ（防災マップ）

地震、津波、洪水、噴火などの自然災害の及ぶ範囲を想定し、避難経路や避難場所などを記した地図のことをいいます。

パリ協定

2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めに話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意された協定で、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みになります。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としていました。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1ミリの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さいものを指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が心配されています。

プラグインハイブリッド車（PHEV）

搭載したバッテリー（蓄電池）に外部から給電できるハイブリッド車。バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させるか、ガソリンでエンジンを動かして走ります。

斃死（へいし）

飢え、寒さ、暑さ、病気などで道ばたに倒れて死んでいる、または死にそうな状態のことです。「行き倒れ」の意の漢語的表現になります。

ポテンシャル（potential）

可能性、潜在的という意味です。

【5行】

レジリエンス

病気、災害、惨事などの困難な状況から立ち直る能力（回復力）を意味します。防災におけるレジリエンスは、災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力のことをいいます。

【アルファベット、数字】

4R（よんアール）

ごみのもとになるものは家に持ち込まない「Refuse（リフューズ）」、できるだけごみを出さない生活をする「Reduce（リデュース）」、まだ使えるものは繰り返し使用する「Reuse（リユース）」、資源としてまた利用する「Recycle（リサイクル）」の頭文字から取った言葉です。近年では必要な修理をして、長く使い続ける「Repair（リペア）」が追加された5R（ファイブアール）もあります。

BEMS（ベムス）

Building and Energy Management Systemの略称で、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指し、ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うものです。

BOD（ビーオーディー/生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略で、河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものです。数値が高いほど汚濁が進んでいることがわかります。

COP21（コップ21）

2015年11月30日から12月13日にフランス・パリにおいて開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議のことです。同時に、京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等も行われました。その中で、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃に抑える努力の追求など、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択されました。

COP26（コップ26）

2021年は10月31日から11月12日にイギリスとイタリアが主催でグラスゴーで開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」のことで、パリ協定の1.5°C目標の達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）と、その重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた「グラスゴー気候合意」が採択されました。さらに、すべての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の遡減（フェーズ・ダウン）及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速することを求めることも盛り込まれています。

COP27（コップ27）

2022年11月6日から20日にエジプト・シャルム・エル・シェイクで開催された「国連気候変動枠組条約第27回締約国会議」のことで、主に科学的知見と行動の緊急性、野心的な気候変動対策の強化と実施、エネルギー、緩和、適応、ロス&ダメージ、早期警戒と組織的観測、公正な移行に向けた道筋、資金支援、技術移転、パリ協定第13条の強化された透明性枠組み、グローバル・ストックテイク（GST）、パリ協定第6条（市場メカニズム）、海洋、森林、非国家主体の取り組みの強化等を含む内容が決定されました。昨年の「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス&ダメージ（損失と損害）、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容となりました。

COP28（コップ28）

2023年11月30日から12月12日にアラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催された「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議」のことで、

FIT制度（フィットせいど）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度のことです。

HEMS（ヘムス）

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含

め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みを「HEMS（ヘムス、Home Energy Management System）」といいます。

SDGs（エスディーゼズ）/持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

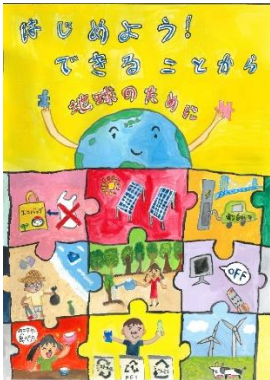
SS（エスエス/浮遊物質量）

Suspended Solidsの略で、水中に懸濁している不溶解性物質のことで、JISでは懸濁物質、環境基準や排水基準では浮遊物質といい、2mmのふるいを通過し1 μmのろ過材上に残留する物質と定義されています。

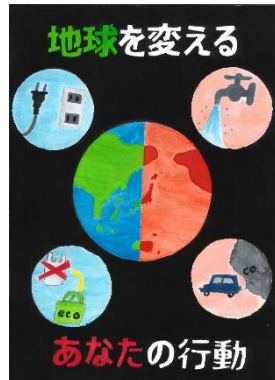
REPOS（リーポス/Renewable Energy Potential System）

再生可能エネルギー情報提供システムのことで、我が国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイトです。

表紙、裏表紙、中表紙
 令和4年度カーボンニュートラルポスターコンクール 受賞作品



表紙 笠原穂さん
 (小3)



裏表紙 栗田瑛斗さん
 (中2)



第1章 倉橋駿太郎さん
 (小6)



第2章 石井千裕さん
 (中2)



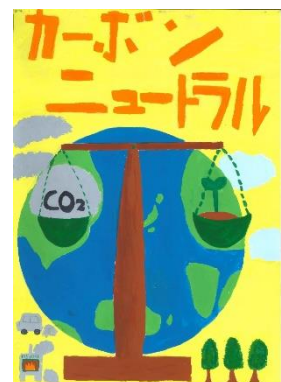
第3章 細谷楓さん
 (小3)



第4章 田高心凧さん
 (中3)



第5章 海野朱星さん
 (小5)



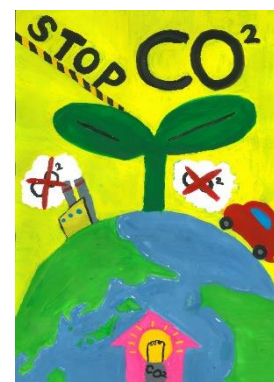
第6章 小林礼華さん
 (中2)



第7章 鯉淵啓太さん
 (小4)



資料編 鈴木隆太さん
 (中3)



資料編 竹内穂花さん
 (小6)



資料編 中村海斗さん
 (中2)